

○うるま市教育委員会関係行事の共催、後援及び協賛に関する取扱要綱

平成26年8月1日

教育委員会訓令第4号

改正 平成29年10月23日教委訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して行う行事の共催、後援及び協賛（以下「共催等」という。）の承認申請について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 学校教育又は社会教育に関する展覧会、講習会、研修会、競技会その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛意を表することをいう。

(承認の基準)

第3条 教育委員会が共催等を承認することのできる行事は、その行事がうるま市の教育施策推進に寄与すると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催若しくは共催する行事
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体が主催する行事
- (3) 社会教育関係団体が主催する行事
- (4) 公益法人又はこれに準ずる団体が主催する行事
- (5) その他教育委員会が適当と認めた行事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事については、共催等

を承認しないものとする。

- (1) 営利団体が行う営利意図を持つ行事
- (2) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
- (3) 公序良俗に反する行事
- (4) その他教育委員会が不相当と認める行事

(承認申請の手続)

第4条 共催等の承認申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、共催等承認申請書（様式第1号）に関係書類を添付して行事開催日の15日前までに教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(審査及び決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査の上、承認すると決定したときは共催等承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないと決定したときは共催等申請却下通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、主管課は関係課とあらかじめ緊密な連絡をとらなければならない。

(共催等の名義)

第6条 行事の共催等の名義は、うるま市教育委員会とする。

(承認の取消し)

第7条 教育委員会は、第5条で承認した共催等に係る行事について、当該行事が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その承認を取消すものとする。

- (1) 承認申請書の記載事項に虚偽表示があった場合
- (2) 承認許可の際に付した条件に違反した場合
- (3) 第3条第2項各号の規定に抵触すると認められる場合

2 前項の規定により承認の取消しを行った場合は、以後教育委員会は当該団体が行う行事に係る共催等を承認しないことができる。

(実施における結果報告)

第8条 共催等を承認決定した行事のうち、必要があると認めるものは、実施結果報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前のうるま市教育委員会関係行事の共催等に関する要綱によりなされた手続その他の行為は、この訓令による改正後の行事の共催、後援及び協賛に関する取扱要綱によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年10月23日教委訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年10月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の行事の共催、後援及び協賛に関する取扱要綱によりなされた手続その他の行為は、この訓令による改正後のうるま市教育委員会関係行事の共催、後援及び協賛に関する取扱要綱によりなされたものとみなす。